

平成18年度
集中改革プラン進捗状況

平成19年10月

行政管理課

目 次

1 平成18年度の取組状況について

- (1) プラン全体の数値目標…………… 1
 - ① 経常収支比率の推移（各年度決算）
 - ② 定員の推移（各年4月1日）
- (2) 取組項目の進捗状況
- (3) 取組効果額
 - 【経常収支一般財源及び経常収支比率の推移】…………… 2
 - 【部門別職員数の推移】…………… 4

2 平成18年度の主な取組内容

- 1. 財政健全化に向けた取組…………… 6
 - (1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合
 - (2) 民間委託等の推進
 - (3) 定員管理の適正化
 - (4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化
 - (7) 補助金等の整理合理化
 - (8) 公共工事のコスト縮減対策等
 - (9) 的確な歳入の確保
 - (10) 特別会計の経営健全化
 - (11) 上下水道事業の経営健全化
 - (12) 電子市役所の推進
- 2. 新たな行財政運営システムの構築…………… 10
 - (2) トップマネジメントの充実
 - (3) 行政ニーズの迅速かつ的確な対応を可能とする組織
 - (4) 人材育成の育成
- 3. 協働によるまちづくり…………… 10
 - (1) 市民参加のしくみづくり

平成18年度 集中改革プラン進捗状況

本市の行政改革は、平成18年4月に策定した集中改革プランに基づき、持続可能な自治体運営の確立を目的とし、①財政健全化に向けた取組、②新たな行財政運営システムの構築、③協働によるまちづくりを基本方針として、集中改革プラン実施プログラムに具体的な取組を掲げて推進しています。

本プラン全体の数値目標は、①財政の健全化の視点から経常収支比率81.0%以下、②人件費抑制の視点から、平成17年4月1日における職員数(2,400人)の5%に相当する120人を削減することとしています。

1 平成18年度の実施状況について

(1) プラン全体の数値目標

① 経常収支比率の推移(各年度決算)

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
83.1%	87.2%	86.5%	→	→	【目標】 81.0%

② 定員の推移(各年度4月1日)

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
2,400人	2,380人 (▲20人)	2,368人 (▲12人)	→	→	【目標】 2,280人

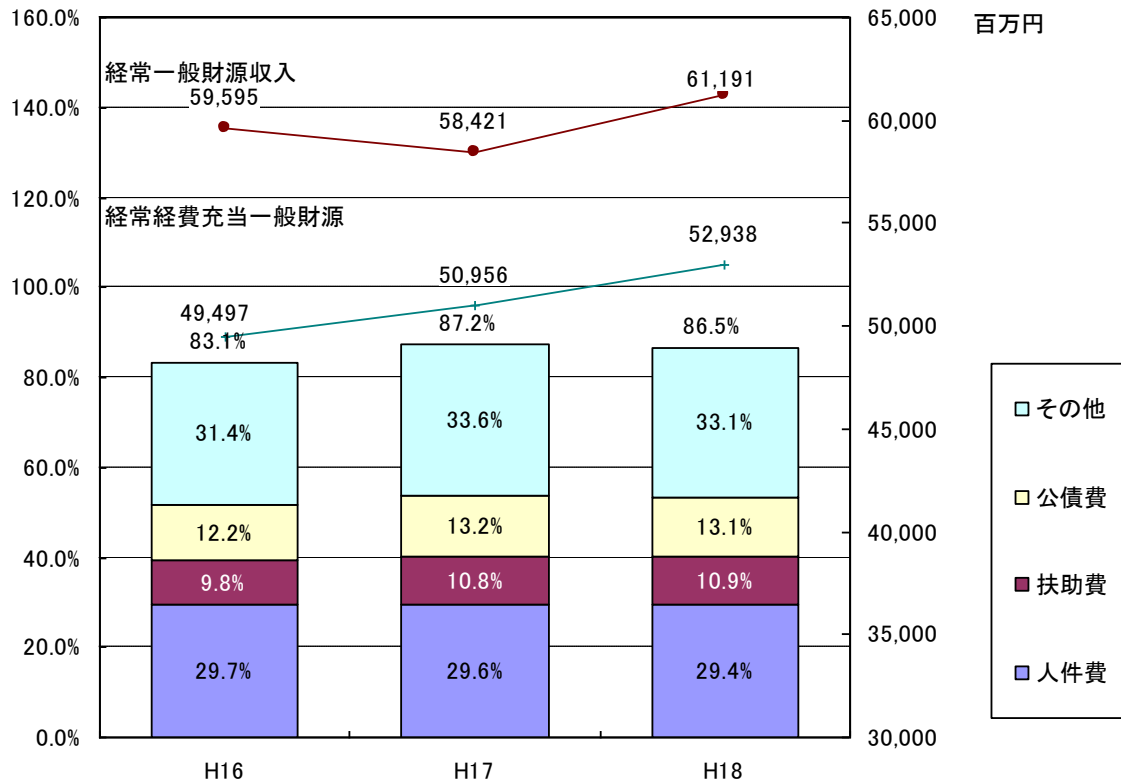
(2) 取組項目の進捗状況

区分	件数	割合(%)
実施	21	43.7%
一部実施	11	22.9%
未実施(着手)	5	10.4%
未実施(検討中)	9	18.8%
未実施(未検討)	2	4.2%
計	48	100.0%

(3) 取組効果額

経費節減効果	増収確保効果	人件費削減効果	全体効果額
205,674千円	457,823千円	189,559千円	853,056千円

【経常一般財源及び経常収支比率の推移】



経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられるもので、次の式により求められます。

経常経費充当一般財源

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源収入} + (\text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債})} \times 100$$

(%)

・ 経常経費充当一般財源：人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された経常一般財源収入の額

・ 経常一般財源収入：地方税、地方交付税、地方譲与税等を中心とする、毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されない収入

※減税補てん債、臨時財政対策債については、計算方法の変更により、平成13年度から経常一般財源収入に加えられるようになった。

経常収支比率は、その比率が低いほど臨時的な財政需要に対して余裕を持つことになり、財政構造に弾力性を持つことになります。

なお、従来から経験的には、都市にあっては 75%程度が妥当であり、80%を超えると弾力性を失いつつあると考えられています。

【平成 17 年度】

平成 17 年度決算は 87.2%となり、前年度比 4.1 ポイント増加しました。

その内容としては、人件費の比率はほぼ横ばいだったものの、扶助費及び繰出金等の増により他の経費の比率が増加し、全体としては 4.1 ポイントの増加となりました。

【平成 18 年度】

平成 18 年度決算は 86.5%となり、前年度比 0.7 ポイント減少しました。

その内容としては、人件費については、退職手当は増加したものの職員給は抑制されたことから、比率では 0.2 ポイント減少し、他の経費の比率についても、扶助費以外の経費は市税及び地方譲与税等の増による経常一般財源の増加を反映して減少し、全体として 0.7 ポイントの減少となりました。

【部門別職員数の推移】

部 門		H17年度	H18年度	H19年度	H19 - H17	
					増 減	削減率
一 般 管 理	議 会	14	15	15	1	7.14
	総 務	389	381	372	▲17	▲4.37
	税 務	94	93	95	1	1.06
	労 働	10	10	9	▲1	▲10.00
	農 林 水 産	34	34	33	▲1	▲2.94
	商 工	32	31	33	1	3.13
	土 木	266	260	249	▲17	▲6.39
福 祉	民 生	472	477	475	3	0.64
	衛 生	313	338	341	28	8.95
一 般 行 政		1,624	1,639	1,622	▲2	▲0.12
一 般 管 理		839	824	806	▲33	▲3.93
特別行政（教育）		501	492	496	▲5	▲1.00
普 通 会 計		2,125	2,131	2,118	▲7	▲0.33
病 院		20	0	0	▲20	▲100.0
水 道		106	103	103	▲3	▲2.83
下 水 道		90	86	85	▲5	▲5.56
そ の 他		59	60	62	3	5.08
公営企業等会計		275	249	250	▲25	▲9.09
合 計		2,400	2,380	2,368	▲32	▲1.33

職員数の対象職員とは、教育長を含む一般職に属する職員としています。地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員などを含みますが、臨時職員、非常勤職員及び再任用短時間勤務職員は含まれません。

一般行政部門とは、「一般管理」と「福祉関係」に分けられます。

「一般管理」は、地方公共団体が主体的に職員配置を決める余地が比較的大きいとされており、「議会」「総務」「税務」「労働」「農林水産」「商工」「土木」に分類されます。

また「福祉関係」は、国の法令等による基準等が定められている場合が多く、職員の配置が直接市民サービスに影響を及ぼす「民生」と「衛生」に分類されます。

特別行政部門とは、「教育」「警察」「消防」に分類され、国の法令等に基づく職員の配置基準等により地方公共団体が主体的に職員の配置の見直しを行うことが困難な部門です。川越市の場合は、教育部門にのみ職員が配置されています。

公営企業等会計部門とは、「病院」「水道」「交通」「下水道」「その他」に分類され、独立採算を基調として、企業経営の観点から定員管理がなされています。

川越市の場合は、「交通」を除く部門すべてに職員が配置されています。

なお、「その他」は、国保会計、介護保険事業会計、老人保健医療事業会計等が含まれます。

平成19年4月1日現在の職員数は、平成17年度から1.33%にあたる32人減少して2,368人となりました。

【平成18年度】

平成18年度は、「総務」「税務」「商工」「土木」「教育」「病院」「水道」「下水道」で減員となりましたが、「議会」「民生」「衛生」「その他（公営企業等）」が増員となりました。主な理由は、

【減員】

「総務」 葬祭作業場業務の委託化や出張所用務員の段階的な廃止等
「土木」 法定外公共物譲与事務など事業の終了・縮小
「教育」 学校給食センターの立替に伴う体制見直し
「病院」 市立診療所が休日急患小児夜間診療所と統合し、国保勘定事業でなくなったことにより、部門が「衛生」に移ったため

「下水道」 滝ノ下終末処理場の県への移管

【増員】

「民生」 介護保険法の改正や障害者自立支援法制定等への対応
「衛生」 市立診療所の会計区分変更に伴う部門の見直し

【平成19年度】

平成19年度は、「総務」「労働」「農林水産」「土木」「民生」「下水道」で減員となりましたが、「税務」「商工」「衛生」「教育」「その他（公営企業等）」が増員となりました。主な理由は、

【減員】

「総務」 出張所用務員の段階的な廃止や組織・職員配置の見直し
「土木」 土地区画整理事業の終了等
「民生」 組織・事務の見直し

【増員】

「税務」 滞納整理体制の強化
「衛生」 部の新設・業務量増への対応
(火葬業務の全部委託化による減員)

「その他」 平成20年度医療制度改革へ向けた準備対応

2 平成18年度の主な取組内容

主な取組内容については、実施、一部実施に区分されたもののうち、平成18年度に具体的な取組みがあったもの等を抜粋しました。

1. 財政健全化に向けた取組	
(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合	
① 事務事業の見直し(平成18年度事務事業評価による見直し)	
平成18年度は、527事業を対象に事務事業評価を行い、ホームページで結果を公表した。評価結果は、継続 428 事業(81.2%)、拡充 53 事業(10.1%)、見直し 38 事業(7.2%)、縮小 3 事業(0.6%)、廃止 5 事業(0.9%)となった。	
平成18年度の事務事業評価によって見直した主な事業は下記のとおり。	
<ul style="list-style-type: none">・成人健(検)診事業	大腸がん検診の自己負担額を徴収(300円) 前立線がん検診の自己負担額を徴収(600円) 2,000千円(平成18年度予算ベース)【増収確保効果】
<ul style="list-style-type: none">・自治会老人憩いの家整備事業	平成19年度より補助額の上限を15,000千円から10,000千円に変更し、自治会集会所整備に係る補助金との整合性を図った。
(2) 民間委託等の推進	
① 民間委託等の推進(事務事業・公の施設以外の施設)	
平成17年9月に策定した「民間委託等の推進に関する指針」に基づき、各部に設置した民間委託等検討部会で事務事業の見直しを行い、積極的・計画的に民間委託等を推進する。平成18年度に実施した委託は下記のとおり。	
<ul style="list-style-type: none">・市役所前駐車場整理業務の委託化(平成18年度実施)	市職員1人の退職に合せ市役所前駐車場整理業務を全部委託した ▲5,400千円 【経費節減効果】
<ul style="list-style-type: none">・葬祭作業所業務の委託化(平成18年度実施)	葬祭作業所業務を見直し、斎場の業務と一括して委託した。 ▲26,152千円 【経費節減効果】

<p>② 公の施設の管理の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の導入(28施設) <p>平成17年度管理委託料合計 1,300,985千円 平成18年度指定管理料合計 1,259,413千円 委託料の差額 ▲41,572千円 【経費節減効果】</p> <p>※老人デイサービスセンター2ヶ所は利用料金制を導入しているため、管理委託料、指定管理料は発生しない。</p>
<p>(3) 定員管理の適正化</p> <p>① 定員適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員20人の削減 <p>20人×8,170千円 = ▲163,400千円 【人件費削減効果】</p> <p>※正規職員1人あたり平均給与 8,170千円には、給料、手当、共済費(市負担分)を含み、退職手当、児童手当は含まない。</p>
<p>(4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化</p> <p>① 高齢層職員の昇給停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・55歳以上職員の昇給圧縮 <p>国における給与構造改革の実施に準じ、55歳以上の職員について昇給圧縮するよう給与条例を改正した。(平成19年4月実施)</p> <p>② 退職時特別昇給の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月以降すべての退職時特別昇給を廃止 <p>409千円×52人 = ▲21,268千円 【人件費削減効果】</p> <p>※平成17年度退職者をもとに1人あたり影響額を試算し、平成18年度退職予定者数に乗じて算出。</p> <p>⑥ 通勤手当の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤距離2km未満、徒歩通勤者の手当廃止 <p>平成17年4月支給実績より試算 ▲4,891千円</p> <p>【人件費削減効果】</p> <p>⑨ 能力・職責・業績の給与への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度に試行を開始した人事評価の対象を係長級の職員に拡大
<p>(7) 補助金等の整理合理化</p> <p>① 補助金等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金支出の見直し <p>平成18年度予算編成方針において補助金支出の見直しを指示し、団体運営費補助を中心に予算額を削減</p> <p>▲6,758千円(平成18年度予算ベース) 【経費節減効果】</p>

(8) 公共工事のコスト縮減対策等

① 公共工事コストの縮減

・公共工事のコスト縮減(設計額)

「川越市公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」に基づき、設計方法の見直し等(再生品・2次製品の利用、発生土の利用)を行うことにより、設計総額の1.99%(125,792千円)を縮減

▲125,792千円

【経費節減効果】

(9) 的確な歳入の確保

① 市税の収入率の向上

・軽自動車税のコンビニ収納を導入

コンビニでの収納状況……………件数17,575件 割合26.09%

金融機関営業時間外の収納……………件数11,322件 割合64.42%

・県税職員の派遣受け入れ

・搜索の実施

・不動産公売の実施

不動産公売を2件実施し、7,973千円を税へ充当【増収確保効果】

(参考)収入率の推移

平成17年度 → 平成18年度

◆現年課税分 98.17% → 98.38%

◆滞納繰越分 15.32% → 17.76%

計 90.31% → 91.57%

② 課税客体の把握

・固定資産情報管理システムによる課税客体の把握

平成18年度調定額の増……………家屋 3,850千円 【増収確保効果】

平成18年度土地担当の時間外勤務の減……………前年度比▲508時間

※固定資産情報管理システム……………デジタル地番・家屋図に航空写真等のデータを重ねて表示することにより、課税客体の適正な把握及び公平適正な課税を推進するシステム。

※時間外勤務は、課税客体を把握するための1月と2月の土地担当の時間外勤務

③ 市有財産の有効活用

・川越市公有地利活用指針の策定

公有地の利活用に係る基本的な考え方を整理した「川越市公有地利活用指針」を策定した。

・市有地売払収入の計上

市有地売払収入として444,000千円の収入を計上した。

【増収確保効果】

(10) 特別会計の経営健全化

① 特別会計の経営健全化

・交通災害共済事業特別会計の廃止

制度発足時と比較して、現在では様々な民間の保険や他の共済制度などが普及・充実してきたこと、また、加入者が年々減少し今後も増加が見込めないことなどから、平成18年度をもって交通災害共済事業特別会計を廃止した。

・競輪事業特別会計の廃止

競輪事業特別会計の単年度収支は、近年赤字傾向にあったことから、川越市競輪事業検討委員会を設置し、今後の方向性について検討した結果、平成18年5月30日に速やかに競輪事業から撤退すべき旨の提言がなされた。このような状況の下、競輪事業全体についての検討を重ねた結果、平成18年度をもって競輪事業を廃止した。なお、本市の競輪事業については、協議の結果、埼玉県が事業を引き受けることで合意に至った。

(11) 上下水道事業の経営健全化

① 上下水道事業の経営健全化

・水道事業中期経営計画の推進

	平成17年度	→	平成18年度
◆定員の管理	106人	→	103人(▲3人)
◆上水道有収率	91.42%	→	93.19%
◆収納率(上水道)	99.87%	→	99.83%

※上水道有収率(%) = 年間総有収水量 / 年間総配水量 × 100

各浄水場から出た水のうち、各需要者から料金として徴収される水量の割合。100%に近いほど良い。

・下水道事業中期経営計画の推進

	平成17年度	→	平成18年度
◆定員の管理	86人	→	82人(▲4人)
◆下水道有収率	74.28%	→	72.08%
◆収納率(下水道)	99.74%	→	99.56%

※下水道有収率(%) = 年間総有収汚水量 / 年間総処理汚水量 × 100

処理された汚水のうち、料金対象とされる水量の割合。100%に近いほど良い。

(12) 電子市役所の推進

① 電子申請システムの手続の拡大

・電子申請システムの手続の拡大

平成17年度に15手続について運用を開始したのに加え、平成18年度は8手続を新たに運用開始した。平成18年度末現在、住民票の写し請求、住民税課税・所得・非課税証明交付申請など23手続について運用している。

2. 新たな行財政運営システムの構築	
(2) トップマネジメントの充実	
① 経営戦略会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度川越市経営戦略の策定 6つの重点検討課題(①公共工事のコスト縮減、②公有地の管理及び処分、③補助金制度の見直し、④受益者負担の適正化、⑤扶助費関連支出の見直し、⑥観光客1,000万人誘致)についてのプロジェクトチームの報告や、有識者による検討を踏まえ、平成18年度川越市行政経営戦略を策定した。
(3) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	
① 組織体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革の実施 行政需要の変化、平成18年度にスタートした第3次川越市総合計画等に的確に対応し、円滑な行政運営を図るため、機構改革を実施した。(平成19年度から) ・グループ制の導入 時期による事務量の増減や、様々な業務がかかわる課題に柔軟に対応できるグループ制を導入した。(平成19年度から)
(4) 人材育成の推進	
① 人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度に試行を開始した人事評価の対象を係長級の職員に拡大(再掲)

3. 協働によるまちづくり	
(1) 市民参加のしくみづくり	
③ 意見公募手続(パブリック・コメント手続)の制度化	<ul style="list-style-type: none"> ・意見公募手続(パブリック・コメント手続)の制度化 平成18年2月に「川越市意見公募手続要綱」を制定し、平成18年4月から全庁的に統一的なルールに基づいて意見公募手続(パブリック・コメント手続)を実施した。(対象範囲は基本的な計画等) 平成18年度の実施件数は10件。 さらに、平成19年3月には対象範囲を条例、規則、審査基準、処分基準等にまで拡大し、「川越市意見公募手続条例」として制定した。(施行は平成19年7月)